物 納 通 知 書

			令和	年	月	日
殿						
	財	务大臣	Ē	印		
旧外貨債処理法による借款の規定により、下記によりが なお、送付に係る納付に を、記名なつ印の上、同封師	纳付するよう通知する。 充てる登録国債等につい ^っ					
法第6条第2項の規定により はその利札の属する邦貨債の						
納付に充てる邦貨	債及びその利札	別紙明細書	書の通り			
同 上 の 収	納 価 額			円		
施行令第1条により財務大臣 金額	五が通知した納付すべき			円		
差引現金納付	すべき金額			円		
納付に充てる邦貨債及びその 限	の利札を引き渡すべき期	令和 在	F 月	月		
納付に充てる邦貨債及びその 手方	の利札を引き渡すべき相					
登録国債等の納付の手続	財務大臣名義に変更の登 すこと。	録を受け、	その登録	済通知	書を引	き渡

納付に充てる邦貨債及びその利札の明細書

納付に充てる邦貨債

借換済	邦貨債	額面金額	記号及	登録国債等に関する事項		発行価	利札の券面	欠けた利札		邦貨債の収	備考		
外貨債	の銘柄	の種類	び番号	登録機関	登録番号	担保権設	額	金額	枚数	金額	納価額		
の銘柄						定の有無							
								円		円	円	法第6条第1	項の財務力
												臣の指定日	
												令和 年	月 日
												-	
計													

納付に充てる邦貨債の利札

借換済外貨債	利札の属する邦貨債		利札の枚数	利札の利払期	利札の券面	利札の利金	控除額	利札の収納	備考
の銘柄	銘柄	額面金額の			金額	額	(30%)	価額	
		種類							
					円	円	円	円	法第6条第1項の財務大
									臣の指定日
									令和 年 月 日
計									

納付に充てる邦貨債及びその利札の収納価額合計額円 銭法第6条第1項の納付金額円 銭差引(現金納付すべき金額)円 銭

備考

- 1 物納通知書用紙寸法は、日本産業規格B5とする。
- 2 明細書用紙寸法は、日本産業規格B4とする。
- 3 明細書の記載について
- イ 納付に充てる邦貨債は、銘柄別、額面金額の種類別並びに記号及び番号別に記載すること。
- ロ 納付に充てる邦貨債の収納価額は、その発行価額から欠けた利札の金額を控除した金額を記載すること。
- ハ 納付に充てる邦貨債の利札は、その利札の属する邦貨債の銘柄別及び額面金額の種類別に記載すること。
- ニ 納付に充てる邦貨債の利札の収納価額は、利札の利金額からこれに対する控除額(30%)を差し引いた金額を記載すること。